

成年後見人等に対する報酬の助成が受けられます

収入や預貯金が乏しく成年後見人への報酬を支払うことで生計の維持が困難になる方に助成します。

●助成対象者

市内に住所を有する成年被後見人等で、次のいずれかに該当する方

- 1) 生活保護受給者
- 2) 次の①～④のすべてに該当する方
 - ①世帯員全員が市民税非課税であること。
 - ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ③世帯の預貯金と有価証券等ただちに換金可能な資産の合計額が、120万円以下であること。
 - ④世帯がその居住している家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

ただし、次の場合は助成の対象となりません

- ・成年被後見人等が報酬を支払う能力のある親族等に扶養されている場合
- ・成年後見人等が当該成年被後見人等の親族である場合
- ・上記のほか、成年被後見人等や親族等が報酬を支払うことができる特別な理由があると認められるとき。

●助成対象経費

家庭裁判所が審判により決定した後見人等に対する報酬

●助成額

助成額は、助成対象経費の範囲内で、世帯の預貯金及び有価証券等ただちに換金可能な資産の合計額により、次のとおりとなります。

- ・100万円以下の場合：家庭裁判所が決定した報酬の全額
- ・100万円を超え120万円以下の場合：家庭裁判所が決定した報酬額の2分の1

●申請手続き

報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して180日以内に申請してください。

(注) 令和4年4月1日以降に家庭裁判所が報酬付与の審判決定をしたものが対象となります。

●申込み・お問合せ

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所高年介護課 電話0577-57-5200